第１節　福祉と交通の連携を促進する国の動き

※第４部でご紹介している資料の URL は、全国移動ネットのホームページにアクセスし、本書のデータを開くと、原稿をクリックする形でご覧いただけます。

高齢運転者による交通事故防止対策を目的として、2017（平成 29）年に国土交通省総合政策局が設置・開催した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の「中間とりまとめ」では、自家用有償旅客運送や互助による輸送も含めて、移動手段を確保していく必要があるという認識が示された。以後、この「中間とりまとめ」後の対応として、国土交通省と厚生労働省から制度の弾力運用を可能にする発出文書が断続的に発出されている。

一方、市町村や都道府県においては、（３）にあるように「福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進」する庁内の横断的な会議を開催することが「福祉と交通の連携」の第一歩と考えられる。

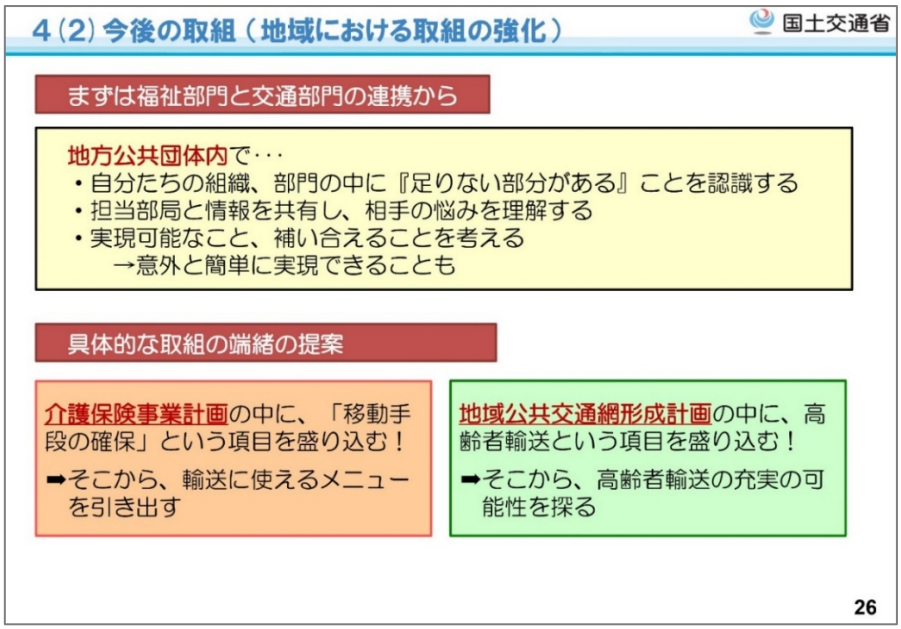

出典：2018 年（平成 30 年）４月 12 日「福祉と交通の連携」セミナー／国土交通省講演資料

■「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」以後に発出された文書

国土交通省および厚生労働省から発出された文書は以下のとおり。

（１）2017 年（平成 29）年６月 30 日公表

「高齢者の移動手段の確保に関する検討会　中間とりまとめ」

https://www.mlit.go.jp/common/001190834.pdf　　該当部分 P4-7 参照

（２）2017（平成 29）年６月 28 日付　老発 0628 第９号／厚生労働省老健局長

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000088520_2.pdf　　該当部分 P4-5 参照

（３）2017（平成 29）年 7 月 20 日付　国総計第 59 号／国土交通省総合政策局交通計画課長
「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について」　該当部分 P4-3,4-4 参照
http://www.zenkoku-ido.net/_laws/170720torimatome_tsutatsu.pdf

（４）2017（平成 29）年 8 月 25 日付　事務連絡／国土交通省自動車局旅客課長
「営利を目的としない互助による運送のために NPO が市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」
http://www.zenkoku-ido.net/_laws/pdf/170825jimurenraku_shichoson_sharyo.pdf

（５）2017（平成 29）年 8 月 31 日付　通達／国土交通省自動車局長
「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正（令和 2 年にも改正あり）

（６）2017（平成 29）年 9 月 29 日付　老振発 0929 第 1 号／厚生労働省老健局振興課長
「介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスＤの実施可能モデルについて」
https://www.mlit.go.jp/common/001233748.pdf

（７）2018（平成 30）年 3 月 30 日付　通達／国土交通省自動車局旅客課長
「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正。事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」が改訂され通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」へ（いずれも令和 2 年にも改正あり）

（８）2018（平成 30）年 9 月 28 日付　事務連絡／国土交通省自動車局旅客課長
「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」
https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub85pdf/20180928jimurenraku.pdf

（９）2019（令和元）年 10 月
【『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ～高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット】
https://www.mlit.go.jp/common/001317469.pdf

（10）2020（令和 2）年 3 月 31 日付　通達／国土交通省自動車局旅客課長
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（一部改正）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf

●「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）」

国総計第５９号
平成２９年７月２０日

北海道運輸局交通政策部長　　殿

総合政策局公共交通政策部　交通計画課長
（公印省略）

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備について（通知）

高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や高齢運転者の交通安全対策を強化する道路交通法の一部を改正する法律の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備が重要となっている。

本年３月に設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（本年６月３０日公表。別添１及び２参照）においては、高齢者の移動手段の確保にあたっては、運輸行政と福祉行政の連携を強化し、地域の創意工夫を活かした主体的な取組を促進することが重要であることが示されている。

これを踏まえ、貴部においては、高齢者の移動手段の確保に向けた取組が強化されるよう、以下の点につき、速やかに取り組まれたい。

１．地域公共交通施策に取り組むにあたっては、地方公共団体（市町村）の内部において、交通部局と福祉部局が十分に連携（政策立案、情報共有、意識改革等）するよう、地方公共団体（市町村）の交通部局に対して、周知・徹底されたい。

（参考：市町村における交通部局と福祉部局の連携の例）

○福祉部局と交通部局がそれぞれ把握している情報を共有し、施策の検討を推進。

・交通部局が把握している運輸分野の制度や運用実態に関する知見の福祉施策への反映（福祉サービスとして実施される高齢者の運送に対する自家用有償運送制度など道路運送法制の制度紹介・運用実態の知見提供等）

・福祉部局が把握している地域の高齢者等の移動に関するニーズの交通施策への反映（デマンド型交通の導入、バス停の位置の改善等）

２．交通関係の地域の協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会等）の開催に際しては、高齢者の移動手段に関する視点が確保されるよう、会議出席の負担を考慮しつつ、必要に応じて、地方公共団体（市町村）の福祉・介護担当者や生活支援コーディネーター等を協議会の構成員として加えることを地方公共団体（都道府県・市町村）に助言されたい。

３．介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）に基づき地域に設置され

る協議体から、高齢者の移動手段の確保に関する検討のため、地方運輸（支）局の担当者又は地方公共団体（都道府県・市町村）の交通担当者の参加を求められた場合には、積極的に応じるよう周知・徹底されたい。

４．上記１～３をはじめとする高齢者の移動手段の確保に向けた取組がより実効的なものとなるよう、地方厚生局と十分な連携を図られたい。

５．地域公共交通網形成計画の策定に際し、地方公共団体（都道府県・市町村）に対する助言その他の支援を行うにあたっては、上記検討会中間とりまとめも踏まえ、計画が高齢者の移動手段の確保の観点も考慮したものとなるよう対応されたい。

なお、別添３及び４のとおり、厚生労働省からは、地方公共団体（市町村）の福祉部局あてに交通部局との連携強化を促す旨の通知及び事務連絡が発出されており、また、別添５のとおり、警察庁からは、都道府県警察に地方公共団体福祉部局との連携強化を促す旨の通知が発出されていることを申し添える。

以上

●「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」p38～p39 より

（６）　その他

○　地域における移動に対するニーズへの対応については、主として交通部局が公

３８

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」よりP38-P39

共交通施策として対応しているが、その対応を効果的に進めるため、政策立案、情報共有、意識改革等、福祉部局と交通部局が連携した対応が重要である。

○　そのため、福祉部局が把握している地域の移動ニーズを交通部局と共有し、

・　福祉有償運送等に分類される訪問型サービスＤを実施しやすい環境の整備

・　交通部局が把握している高齢者以外の移動ニーズと、福祉部局が把握している高齢者の移動ニーズをあわせた移動サービスの実施

・　福祉部局が把握している地域の移動ニーズの公共交通施策への反映

を行えるよう検討を行う等の対応が考えられる。

○　また、地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、交通事業者・道路管理者・利用者・学識経験者等から成る公共交通に関する協議会が設置されているので、交通部局と福祉部局による検討を進めた上で、

・　市町村の介護保険担当職員や生活支援コーディネーター等が、上記の公共交通に関する協議会へ参加し、把握しているニーズを伝え、公共交通施策における検討を共に行う

・　協議体や地域ケア推進会議に公共交通部局担当者を参画させ、地域における移動に関するニーズへの対応を共に検討する

等の地域の実情に応じた段階的な連携の強化を図ることが効果的である。

○　なお、総合事業の対象としては、要支援者等に限られるが、事業として障害者等の要支援者等以外の者を含めた一体的な実施を行うことは可能であり、その場合、運営費の補助については、要支援者数等とその他の者の人数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、運営費補助の対象となる。（参考：第６－１－（６））

４　住民主体の支援活動等の推進

（１）　ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施

○　生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要なときに地域包括支援センターなど必要な機関に連絡することができるようにするためには、これらの者に対して、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応などについて、市町村が主体的に、研修を行うことが望ましい。

○　そこで、各地域における好事例を参考に、以下のとおり研修のカリキュラムの内容を例示する。市町村においては、当該カリキュラムを参考に、地域の実情に応じた研修を実施することが望ましい。

（カリキュラムの例示）

・介護保険制度、介護概論
・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）
・介護技術
・ボランティア活動の意義
・緊急対応（困った時の対応）
・認知症の理解（認知症サポーター研修等）

●「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」p3

「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」より

福祉と交通の協力へ向けて

地域における移動ニーズへの対応については、主として市町村の交通部局が公共交通施策として対応しています。また、高齢者施策として介護保険担当部局が対応している場合もあります。

そうした施策を効果的かつ効率的に進めるため、政策立案等にあたっては、両部局間の連携した対応が重要となります。

移動支援サービスの開発や発掘のために法定協議会や協議体を活用する

交通分野の協議会

道路運送法に基づき、地方公共団体や住民代表、運輸支局、交通事業者などが参加する“地域公共交通会議”及び“運営協議会”が各地域に設置されています(右表)。

このなかで自家用有償旅客運送に関係するのは、法定協議会、地域公共交通会議、運営協議会の３つです。とくに地域全体の交通の課題を議論する場としては、法定協議会の活用が効果的です。

- 法定協議会とは、日常生活に必要な交通手段の確保について協議する場で、まちづくりと連携しながら、地域全体の交通網を作り上げることを目指します。ほかの会議・協議会を取りまとめる上位の協議会として位置づけられています。
- 地域公共交通会議は、既存のバスや乗合タクシーの運行にかかる手続きや、市町村運営バス(市町村が運行主体となる自家用有償旅客運送を含む)の運賃やルートについて協議を行う場です。
- 運営協議会は、NPO等が運行主体となる自家用有償旅客運送を実施するにあたって、必要となる事項(バス・タクシーが輸送を担うことの困難性、自家用有償旅客運送の必要性や運送の対価など)を協議する場です。

福祉分野の協議体

介護保険法に基づき、社会福祉法人やNPO法人などの多様な主体が参画する“協議体”が各市町村・地域に設置されています。

- 協議体は、生活支援コーディネーターを支援し、地域ニーズや既存の地域資源の把握等を行う場であり、市町村が主体となって設置されます。既存の会議等を活用して設置される場合もあります。

会議を活用した連携方法例

地域の実情に応じた連携の強化を段階的に図ることで、効果的な取り組みへつなげることが期待できます。下記は交通と福祉の連携に向けた取り組みの一例です。

- 市町村の介護保険担当職員や生活支援コーディネーター等が、協議会に参加して、把握している高齢者の移動ニーズを共有し、公共交通施策における検討を共に行う。
- 協議会や協議体に公共交通部局担当者を参画させ、地域における移動に関するニーズの対応をともに検討する。

ポイント

- 福祉部局が把握している高齢者の移動ニーズを公共交通施策に反映できないか？
- 訪問型サービスD(※)を実施しやすい環境整備ができないか？

※　訪問型サービスD:介護保険における要支援者や基本チェックリスト該当者への訪問型サービスのひとつで、通院の移動支援などを指す。

3